

直方市監査委員 大 場 亨  
直方市監査委員 中 西 省 三

### 定期監査の結果について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第 9 項によりその結果を提出し、かつ、公表する。

#### 記

#### 1. 監査の対象 総合政策部 総務課

① 監査の期間 令和 8 年 3 月 2 日から  
令和 8 年 3 月 31 日まで

#### ② 日程及び実施場所

- 概要聴取 令和 8 年 3 月 18 日 (監査委員事務局)
- 備品検査 令和 8 年 3 月 12 日 (総務課)
- 監査講評 令和 8 年 4 月 13 日 (監査委員事務局)

#### 2. 監査の方法

今回の定期監査は、令和 6 年度及び令和 7 年度 (令和 7 年 5 月末日現在) における総務課の所管に係る財務事務等を対象に関係資料の提出を求め、職員から説明を聴取し実施した。

#### 3. 監査の着眼点

- ① 事務処理で法令等に違反するものはないか。
- ② 予算執行、収入、支出及び財産の管理等の事務は適切かつ効率的に行われているか。
- ③ 執行にあたっては、住民の福祉の増進、市民負担の軽減、市民サービスの向上に努めているか。

- ④ 文書の処理方法、諸帳簿の記帳整理は適正に行われているか。
- ⑤ 補助金等は、規則等に基づき額の算定、交付方法等が適正に行われているか。
- ⑥ 現金物品の出納保管は、適正になされているか。
- ⑦ 歳入調定の対象を的確に把握し、調定と収納が会計規則等に則り適正に行われているか。
- ⑧ その他事務の執行が適正かつ的確に行われているか。

#### 4. 監査の結果

指摘事項	指摘の根拠	監査委員意見
<p><b>1 契約事務関係</b></p> <p>①「基幹系システム クラウドサービス利用料 (V2.2)」(直総情第 000246 号) の随意契約理由書・契約締結伺外 4 件の決裁区分が誤っている。            ※「GIS 環境更新委託」(直総情第 000184 号)            ※「システム維持業務委託」(直総情第 000049 号)            ※「戸籍システムサービス利用」(直総情第 000058 号)            ※「OA 機器保守委託」(直総情第 000050 号) の随意契約理由書・契約締結伺</p> <p>②「直方市例規集システム業務委託」完成届(直総第 001415 号) の契約金額、履行期間の記載が誤ったものを受理している。</p>	<p>①直方市事務代決及び専決規則別表第 1(第 5 条関係) 財務関係-契約関係/40 予定価格の決定、入札・見積・随意契約の執行及び契約締結</p> <p>②直方市契約規則第 28 条</p>	<p>①「基幹系システム クラウドサービス利用料 (V2.2)」(直総情第 000246 号) について、随意契約理由書・契約締結伺を課長決裁で処理しているが、契約金額が 207,110,200 円のため、正しくは市長決裁であることから規則に則って、適正に処理されたい。            ※同様に外 4 件</p> <p>②「直方市例規集システム業務委託」完成届(直総第 001415 号) について、業務完了報告書は、令和 2 年度から令和 6 年度の委託業務で総額 8,789,000 円となっているが、完成届及び業務等検査調書は、令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日の単年度分 1,757,800 円とされたものを受理していることから、文書の收受については内容の確認を厳に行われたい。</p>

契約事務に関しては、上記のように決裁区分の誤りが多く見受けられるが、事務処理誤りの要因は、事務処理の根拠となる法令、条例、規則、要綱などの規定に照らし適正な取り扱いとなっているかを確認せずに事務を執っていることによるもので、法令などや事務処理の基本的な理解が不十分であることや、単に前例を踏襲して事務処理を執っていること、組織内においてチェック機能が十分に機能していないことなどが原因であると思慮される。起案及び決裁時には関連法令を確認するなど適切な処理に努められたい。

また、契約締結伺において、保証金・保証人が免除となっているが、その根拠理由が

記載されていないものが散見されるため、免除の根拠理由を記載されたい。

なお、現行の契約規則等に反するものではないが、見積合わせは行われているものの、見積合わせの事業者の取締役等経営に関わる役員が重複しており、実質的な同一事業者となる、いわゆる特定関係事業者であるため、競争性が担保されていないものが見受けられたことから、当該特定事業者だけの見積合わせではなく、他の事業者も加えた見積合わせとするなど競争性を担保するよう図られたい。

文書事務に関しては、文書管理システムで該当があれば必須事項である発送先情報が入力されていない文書が見受けられた。

さらに備品管理に関して、一部に具体的な物品の種類、保管・配置場所の確認ができていないものが見られた。総務課が所管する物品に関しては、パソコンをはじめ、サーバーや空気清浄機など庁内全体に配置するものも多く、インターネット等により、これら物品の売買が容易な現状では、横領など不正処分に繋がることも考えられるため、配置・保管場所など、備品管理については厳格に行われたい。